

**改正**

平成18年3月31日告示第27号  
平成19年3月23日告示第23号  
平成20年5月23日告示第58号  
平成25年3月21日告示第41号  
平成26年3月28日告示第48号  
平成27年3月24日告示第30号  
令和元年5月13日告示第65号

佐久市建設工事等設計図書交付手数料徴収要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、佐久市手数料条例（平成17年佐久市条例第61号。以下「条例」という。）別表の証明等交付手数料の項の18に規定する建設工事等設計図書交付に係る手数料（以下「手数料」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象及び内訳)

**第2条** 条例の規定により徴収する手数料は、建設工事の請負及び建設工事に伴う測量、調査、設計等の業務の委託に当たって交付した設計図書に係るものとする。

2 手数料の額は、当該設計図書の作成に要した実費とし、設計図書作成経費内訳（様式第1号）を作成し算出するものとする。

3 図面を閲覧する場合は、前項の額のほかに閲覧に供した図面の紙代を落札業者から徴収するものとする。

(手数料の徴収)

**第3条** 手数料は、当該年度の前期分及び後期分に分けて徴収するものとする。ただし、これにより難しい場合は、当該年度分をまとめて徴収できるものとする。

2 手数料を徴収すべき工事又は業務を所管する課等（以下「所管課等」という。）は、工事又は業務ごとに調定簿を作成し、これを契約課に提出するものとし、契約課は、通知書（様式第2号）、内訳書（様式第3号）及び納付書を作成し、調定を決議した後、これらを発送して手数料を徴収するものとする。

3 手数料は、次の各号に掲げる所管課等の属する部等の区分に応じ、当該各号に定める課（以下「手数料収入科目を有する課」という。）の収入とし、契約課は、第3号に係る場合を除き、徴収した手数料を、調定簿に基づき、手数料収入科目を有する課の当該科目へ振り替えるものとする。

- (1) 経済部及び建設部 部の庶務担当課
- (2) 環境部 下水道課
- (3) 教育委員会事務局 学校教育課
- (4) 前3号に掲げる部等以外の部等 契約課

**附 則**

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月31日告示第27号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月23日告示第23号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年5月23日告示第58号）

この要綱は、告示の日から施行する。

**附 則**（平成25年3月21日告示第41号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月28日告示第48号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月24日告示第30号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 13 日 告示第 65 号）

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第1号（第2条関係）

設計図書作成経費積算内訳（100冊当たりとして算出）

費 目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
コピー使用料 （設計書）		枚			単価については、統一基準 単価を用いる。
設計書用紙代 （A4）		枚			単価については、統一基準 単価を用いる。
コピー使用料 （図面）		枚			単価については、統一基準 単価を用いる。
図面用紙代 （A3）		枚			単価については、統一基準 単価を用いる。
作 業 手 間 （庁内一般事 務員）		人			ロス率=1.5 コピー焼手間（30枚/分） $C \times 1 / 30 \times 1.5 = F$ 図面焼手間（30枚/分） $D \times 1 / 30 \times 1.5 = J$ 図面折手間（1分/枚） $D \times 1 \times 1.5 = G$ 製本折手間（E分/冊） $E \times 100 \times 1.5 = H$ E = 50枚以下 5分 51～100枚 10分 101枚以上 15分 作業手間 = $(G + H + F + J) \times 1 / 60 \times 1 / 8$
諸 雑 費		式			前項までの金額の5%
小 計					
諸 経 費		式			前項の金額の100%
計					
消費税相当分		%			前項の金額の8%
100冊当たり					
1冊当たり					= 円/冊

（注）「C」は設計図書の枚数、「D」は図面の枚数とする。

様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

佐久市長 印

建設工事等の設計図書交付手数料の納入について（通知）

建設工事の請負及び建設コンサルタント等の業務の委託に係る入札又は見積に当たって、交付した設計図書の交付手数料について、佐久市手数料条例に基づき、下記のとおり徴収しますので、納付書により期限までに納入してください。

記

○納 付 金 額 金 円

○手数料徴収設計図書名 別添内訳書のとおり

○納 入 期 限 年 月 日

○納 入 金 融 機 関 等 指定金融機関  
収納代理店  
会計課又は支所総務課

